令和８年１０月１３日

お客様　各位

ＴＫＣシステム開発研究所

公益法人制度の改正に伴う貸借対照表の区分経理の開始について
（ＦＸ４クラウド（公益法人計計用）をご利用の場合）

１．公益法人制度の改正に伴う貸借対照表の区分経理の必要性について

(1) 公益法人認定法第19条が改正され、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に係る各経理を「区分して整理」することが義務化されました。ただし、収益事業等を行っていない一定の公益法人については、例外的に区分経理が免除されています。この改正後の法律は、令和７年４月１日以後に開始する事業年度から適用されます。

(2) 小規模法人の負担等に配慮して、収益事業等を行わない公益法人であって、各公益目的事業の内訳を活動計算書に表示している場合には、区分経理を行わないことが可能です。

(3) 収益事業等の収益の50％超繰入を行っていた法人以外の法人は、令和７年４月１日から３年が経過するまでの間（令和10年３月31日まで）に開始する事業年度に限って、貸借対照表の区分経理を行わないことができます。

つまり、これまで50％繰入のみを行っていた法人は、経過措置によって貸借対照表の区分経理が強制されるのは令和10年４月１日以後開始事業年度となります。

２．貸借対照表の区分経理の開始について

上記１．について、原則どおり貸借対照表の区分経理を行う場合は次の設定等を実施してください。

(1) メニュー「711 事業」での設定

貸借対照表の区分経理を開始する際には、メニュー「711 事業」で、「公益目的事業会計」「収益事業会計」「法人会計」を選択し「貸借対照表の貸借残高、資金残高の一致をチェックする」にチェックを付します。

※なお、チェックを付した後、区分経理を行っていない事業年度の月次更新を行う場合は、チェックを外す必要があります。

(2) メニュー「311 整合性」での整合性チェック

上記(1)のチェックを付した場合、会計区分ごとに「貸借対照表の不一致」及び「収支計算書の不一致」を解消する必要があります。解消されていない場合は、メニュー「311 整合性」での整合性チェック及び月次更新時に次のエラーメッセージが表示され、月次更新できません。

「貸借対照表の不一致」に関するエラーメッセージ

エラー：「資産合計」及び「負債及び正味財産合計」が一致していません。

エラー：貸借対照表の貸借合計が一致していません。

「収支計算書の不一致」に関するエラーメッセージ

エラー：「資金に該当する科目の残高と収支計算書上の次期繰越額が一致していません。

３．整合性チェックのエラー（不一致）の原因

次の例のように、借方と貸方で会計区分が異なる仕訳を計上していることが原因です。

例：公益目的事業会計の費用1,000円を収益事業等会計の未払金で支払った。

	借方			貸方		
	【公益目的事業会計】			【収益事業等会計】		
会計仕訳	4355	諸謝金	1,000円	2114	未払金	1,000円
収支仕訳	6355	諸謝金支出	1,000円	9999	支払資金	1,000円

（※）例示している勘定科目コードは、ご利用の状況により異なる場合があります。以下同様です。

(1)「貸借対照表の不一致」について

前述のような仕訳を入力すると、公益目的事業会計の資産・負債は変わらないまま、正味財産増減計算書の費用を計上した結果、「期末一般純資産」が減少し、これが貸借対照表の純資産に転記されます。

収益事業等会計についても、収益事業等会計の負債は1,000円増加していますが、正味財産増減計算書上、費用が発生していないため、差額が発生します。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資産　　50,000円 負債　　20,000円 一般純資産29,000円（活動計算書から転記）	資産　　10,000円 負債　　5,000円 一般純資産 6,000円（活動計算書から転記）
（差額　　1,000円）	（差額　△ 1,000円）

(2)「収支計算書の不一致」について

前述の仕訳が入力されると、公益目的事業会計の資金資産・資金負債は変わらないまま、収支計算書の支出が計上され、次期繰越収支差額が1,000減少します。

収益事業等会計についても、公益目的事業会計の負債は1,000円増加していますが、収支計算書で支出が発生していないため、同額が差額となります。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資金資産　40,000円	資金資産　8,000円
資金負債　10,000円	資金負債　3,000円
資金資産－資金負債30,000円	資金資産－資金負債 5,000円
次期繰越収支差額　29,000円	次期繰越収支差額　6,000円
（差額　1,000円）	（差額　△ 1,000円）

４．整合性チェックのエラー（不一致）の解消方法

次の方法１から方法３のいずれかの方法となります。

(1) 方法１：活動計算書の「期首残高」科目の振替による調整

①貸借対照表の現時点の「資産」「負債」が適正であると判断した場合は、貸借対照表科目の残高は調整せず、次のとおり、正味財産増減計算書の期首残高科目の振替仕訳を入力します。

	借方			貸方		
	【収益事業等会計】			【公益目的事業会計】		
会計仕訳	4951	期首一般純資産	1,000円	4951	期首一般純資産	1,000円
収支仕訳	9612	前期繰越収支差額調整額（※）	1,000円	9612	前期繰越収支差額調整額（※）	1,000円

（※）収支科目として「前期繰越収支差額」が選択できない場合は、メニュー「715 勘定科目」で、「期首一般純資産」を選択し、「仕訳入力時の変更を許可する」にチェックを付してください。

②この仕訳の入力により、公益目的事業会計の一般純資産が1,000円増加し、収益事業等会計の一般純資産が1,000円減少し、それぞれ差額が0円となります。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資産　50,000円	資産　10,000円
負債　20,000円	負債　5,000円
一般純資産30,000円	一般純資産 5,000円
（差額　0円）	（差額　0円）

③また、公益目的事業会計の公益目的事業会計の次期繰越収支差額が1,000円増加し、資金資産－資金負債と一致します。収益事業会計については、次期繰越収支差額が1,000円減少し、資金資産－資金負債と一致します。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資金資産　40,000円	資金資産　8,000円
資金負債　10,000円	資金負債　3,000円
資金資産－資金負債30,000円	資金資産－資金負債 5,000円
次期繰越収支差額　30,000円	次期繰越収支差額　5,000円

（差額　　0円）	（差額　　0円）

【ご注意】

法人税が課税されている公益法人の場合、期首一般純資産の残高が調整されることにより、収益事業の純資産額（別表5(1)の繰越剰余金）に影響する場合があります。決算申告時は、収益事業区分経理表の繰越損益金との整合性をご確認ください。

(2) 方法２：貸借対照表の「未払金」の振替による調整

①純資産の期首残高の修正ではなく、収益事業等会計と公益目的事業会計の未払金の残高を修正する場合は、次のとおり振替仕訳を入力します。

	借方			貸方		
	【収益事業等会計】			【公益目的事業会計】		
会計仕訳	2114	未払金	1,000円	2114	未払金	1,000円
収支仕訳	9999	支払資金	1,000円	9999	支払資金	1,000円

②この仕訳を入力すると、公益目的事業会計の負債が1,000円増加し、収益事業等会計の負債が同額減少し、その結果、差額が0円となります。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資産　　50,000円 負債　　21,000円 一般純資産29,000円	資産　　10,000円 負債　　4,000円 一般純資産 6,000円
（差額　　0円）	（差額　　0円）

③また、公益目的事業会計の資金負債が1,000円増加し、次期繰越収支差額と一致します。収益事業会計については、資金負債が1,000円減少し、次期繰越収支差額と一致します。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資金資産　　40,000円 資金負債　　11,000円 資金資産－資金負債29,000円	資金資産　　8,000円 資金負債　　2,000円 資金資産－資金負債 6,000円
次期繰越収支差額　29,000円	次期繰越収支差額　6,000円
（差額　　0円）	（差額　　0円）

(3) 方法３：貸借対照表の「他会計短期貸付金」「他会計短期借入金」の計上による調整

①勘定科目が「未払金」と特定できない場合等は、会計区分間での内部貸借があったとみなし、次のように内部取引科目を用いて調整します。

	【収益事業等会計】			【公益目的事業会計】		
会計仕訳	1167	他会計短期貸付金	1,000円	2167	他会計短期借入金	1,000円
収支仕訳	9999	支払資金	1,000円	9999	支払資金	1,000円

②この仕訳を入力すると、公益目的事業会計の負債が1,000円増加し、収益事業等会計の資産が同額増加した結果、差額が0円となります。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資産　　50,000円	資産　　11,000円
負債　　21,000円	負債　　5,000円
一般純資産29,000円	一般純資産 6,000円
（差額　　0円）	（差額　　0円）

③また、公益目的事業会計の資金負債が1,000円増加し、次期繰越収支差額と一致します。
収益事業会計については、資金資産が1,000円増加し、次期繰越収支差額と一致します。

【公益目的事業会計】	【収益事業等会計】
資金資産　　40,000円	資金資産　　9,000円
資金負債　　11,000円	資金負債　　3,000円
資金資産－資金負債 29,000円	資金資産－資金負債 6,000円
次期繰越収支差額　29,000円	次期繰越収支差額　6,000円
（差額　　0円）	（差額　　0円）

以上